

STEP ステップ 便り

第14号
2023年
9月

ホームページ <https://npostep.jp/>
E-mail info@npostep.jp

NPO法人
障がい者・高齢者市民後見STEP
〒560-0082
豊中市新千里東町1丁目4番1号 阪急千里中央ビル8階
TEL 06-6155-5432 FAX 06-6833-6599

私たちは、障がい者や高齢者のお困りごとを市民感覚で支援する、後見NPOです。

成年後見のみならず、見守り・金銭管理、相続・遺言、身元保証、死後事務など、幅広く皆様のお役に立てるよう、日々活動しています!!
当NPOホームページ『活動ブログ』からの抜粋です。皆様のご参考になれば幸いです。

最新情報 Facebookで発信中!
f <https://www.facebook.com/npostep/>



4月3日

お花見がてら…

先日、ある親子さんとSTEPスタッフが、奈良の東大寺にお花見がてら見物に行った時の写真です。障がい者の8050問題を抱えた親子さんですが、お二人ともまだお元気で、今回のようにリフレッシュ兼ねた小旅行をスタッフが企画し同伴しているもので、これも市民後見活動の一環と言えるでしょう。お二人とも上機嫌で何よりでした。



4月13日

公正証書3本作成

先日、ある高齢者と3本の公正証書を作成しました。一つは、委任契約及び任意後見契約。二つめは、死後事務委任契約。三つめは、遺言です。いずれも受任者又は執行者はSTEPです。当面、ご本人は在宅生活を続けますが、今後施設入所の折など、身元保証人の役割もSTEPが果たす所存です。



4月25日

「法定後見申立て費用支援制度」を開始



今年度の「法定後見申立て費用支援制度」を4月19日より開始しました。期間は、来年3月31日まで。予算枠は、168,000円です。関西2府4県に在住の方で、資力の恵まれない方など所定の要件に該当する方向けに、家庭裁判所への申立て手続きに必要な諸経費を1人当たり上限2万円まで、STEPが負担させていただくという制度で、今年が4年目です。

6月8日

孤独死への対応

先日、STEPと死後事務委任契約を締結していた独居高齢者が自宅で亡くなっているのが消防救助隊により発見されました。自宅を捜索したところ、親族と地元地域包括支援センターの連絡先及び死後事務委任契約書が発見されたので、当該親族と地域包括、それにSTEPに死亡の一報が届きました。ご遺体は死後数日経過し、現在は最寄り警察署に安置されていて、監察医による死亡検案が行われたのち、ご親族とSTEPが死亡検案書の交付を受けて、ご遺体を引取りの上、今後の対応をしていくこととしました。



6月20日

YouTube動画を追加しました

この度、STEPのホームページ上に公開中のYouTube動画を4本追加しました。1本は、「法定後見申立て費用支援制度」について。あと3本は、「障がい者の親御様の備え」についてです。これで累計48本の動画公開となりました。



7月21日

全国市民後見推進協議会に参加



先日、全国市民後見推進協議会ミーティングがZOOMにて開催され、STEP代表が参加しました。この協議会は、各地で市民後見活動を行うNPO法人を束ねた全国組織です。会議の主たるテーマは、NPO法人としてのコンプライアンスやガバナンスについての意見交換であり、有意義な場となりました。

7月24日

ZOOMでの後見相談

先日、ZOOMにて、個別相談を行いました。相談者は対象者の姪御さんで、任意後見契約をしようとしたが、公証人に断られた、法定後見を申立てた場合の留意点や費用、手続きについて教えて欲しいとのことでした。今までの経験を踏まえ、丁寧にご質問にお応えしたところ、大変参考になったとお言葉をいただきました。



8月10日

発達障がい者家族交流会のセミナー実施

先日、発達障がい者家族交流会のお招きを受けて、セミナー講師を務めました。テーマは、「障がいのある子の親御様の備え」で、豊中市地域共生センターで行いました。対面形式とZOOM形式の両面で実施、合計35名の方の参加でした。成年後見制度の種類や留意点、制度を使う事例や使わない事例、遺言の重要性など具体的にお話させていただきました。講義後、多くの保護者からご質問も寄せられ、関心の高さを感じました。



8月18日

遺言書の検認

先日、ある高齢者が遺された遺言書の検認申立て書を家庭裁判所に提出しました。STEPは、ご本人と生前の委任契約及び死後事務委任契約を結んでいた関係で、ご本人の自筆証書遺言書における遺言執行者に指定されており、遺言書保管者の立場として、検認申立てを行ったものです。後日、家裁から検認日時が相続人及び遺言執行者に通知されるのを待ちたいと思います。



8月26日

後見人に選任されました

先日、大阪家庭裁判所より「ある障がい者の成年後見人にSTEPを選任する」との審判書が届きました。法定後見受任は、今年6件目。累計45件となりました。ご本人は障がい者施設に居住されてますが、施設担当者とよく連携の上、財産管理と身上監護にあたっていく所存です。

